

## 過半数代表選出を考えよう！①

昨年から、秋田地本管内の各職場で過半数代表者を決める選挙が実施されました。全職場で改めて過半数代表者について考えよう！

### 過半数代表者とは？

従業員の過半数で組織する労働組合の代表、また過半数で組織する労働組合がない場合は、選挙など公平な方法で選出した過半数を代表する人を従業員の過半数代表者とします。これは労働基準法で決められています。

### 過半数代表者が行うことは？

#### ① 就業規則に対して労働者の意見を述べる！

使用者は就業規則の作成また変更の際に、過半数代表者の意見書を付けて労働基準監督署に提出することが労働基準法で定められています。

#### ② 労使協定を結ぶ！

使用者が従業員に超勤や休日出勤をさせるには、労働者と使用者が労使協定を結ぶことが労働基準法で定められています。いわゆる36協定です。使用者が労使協定を結ばずに残業命令を出すと刑事罰を課せられます。

#### ③ 法律で決められている委員会の労働者側の委員を推薦する！

安全委員会、衛生委員会、または両委員会を統合した安全衛生委員会が開かれる場合、労働災害防止の取り組みを労使が一体となり開催するため、過半数代表者の推薦に基づいた委員の指名が労働安全衛生法により定められています。

- ・休日労働増加や、連続勤務が続いて安全や働きがいを守る？
- ・安全衛生委員会では社員の声が反映されているのかな？
- ・過半数代表者が、安全で働きがいもてる待遇・設備について意見し、チェックしないと労働条件・職場環境は悪化する可能性が…
- ・私の職場は良い状況かな？このままでいいのかな？



**働く人の意志を反映させる  
 代表を選出することが重要です！**